# 遊漁者のみなさんへ

# ~ 海釣りのルールとマナー ~

青森県は三方を海で囲まれ、多くの漁業者が漁業を営み、この海で生活しています。また、同時に多くの遊漁者の方が同じ海で海洋レクレーションとして、釣りなどを楽しんでいます。

近年、漁業者と遊漁者間で海面利用をめぐるトラブルが増加しています。 それを解決するためには、1人1人が海のルールを知り、それを守る必要があります。

# ルールを守って釣りを楽しみましょう!

# まずは安全確保

ライフジャケットは着用しましたか?

ルールを守って 安全に楽しく釣 りをしよう!

# ルール・マナーを守ろう

ゴミや残った餌は持ち帰ろう

# 資源管理に御協力を

小さい魚は再放流して、末永く釣りを楽しもう



青森県水産情報ホームページ「遊漁を楽しむ皆様へ」 http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/suisan.yugyo\_umituri.html

「青森県水産情報 游漁」で検索!

# ●遊漁にルールあり

- ★青森県では水産資源を保護するため、**青森県海面漁業調整規則**で、使用できる漁具漁法や、採捕禁止期間・サイズなどが決められています。
- 1 あわびやなまこなどを採捕したり、潜水器を使って水産動植物を採捕すると、 200万円以下の罰金や3年以下の懲役に処される場合があります。
- 2 水産動植物の採捕に遊漁者が使用できる漁具漁法は次のとおりです。他の 漁具漁法は使用出来ません。
- ① 竿づり及び手づり(遊漁船による曳釣(トローリング)は竿づり及び手づりには入りません)
- ②たも網、叉手網及び四つ手網
- ③投網
- ④やす(発射装置を有するものを除く。)及びは具
- ⑤徒手採捕(潜水器又は簡易潜水器を使用するものを除く。)
- 3 2の漁具漁法を使用して水産動植物を採捕する場合であっても、水産動物 ごとに採捕の期間やサイズが制限されているので、遵守しなければなりません。
- 4 2の漁具漁法を使用し、以下の採捕禁止期間や採捕禁止サイズを遵守した場合であっても、各地先ごとに漁業権の内容となっている水産動植物を採捕すれば、漁業権侵害として罰せられることがあります。

水産動物	採捕禁止期間	採捕禁止サイズ
あかがい	7月1日~9月30日	殻長8.5 cm以下
あかざらがい	4月1日~6月30日	殻長6 cm以下
あわび	8月1日~10月31日(※)	殻長9 cm以下
ほたてがい	なし	殼長10 cm以下
ほっきがい	5月1日~11月30日	殼長7 cm以下
さけ	なし	全長20 cm以下
ます	なし	全長17 cm以下
なまこ	5月1日~9月30日	_

※久六島周辺海域:9月1日~10月31日

詳しくは、漁業権を管理している漁業協同組合、お近くの水産事務所又は県水産振興課までお問い合わせください。

# ●まき餌づりの禁止区域があります

- ★青森県では、遊漁によるまき餌づりについて、青森県東部及び西部海区漁業 調整委員会指示により禁止区域を設定しています。
- ★令和元年度は、下図の区域が全部又は一部禁止の区域となっています。遊 漁者の皆さんは、漁業の妨げにならないよう、ルールを守って快適な釣りを楽し みましょう。
- ★詳しい情報は、県のホームページをご覧下さい。 (「青森県水産情報 まき餌」で検索!)



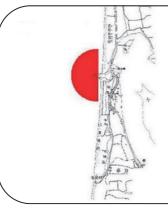
## 令和元年度まき餌づり禁止区域一覧

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
深浦町横磯、深浦、広戸及び追良 瀬地先	西共第 7号 西共第 8号	全域	遊漁による まき餌釣り
五所川原市十三地先	西共第21号 西共第22号	一部	同上
中泊町小泊地先	西共第23号 西共第24号	一部	同上
今別町今別、浜名地先	西共第27号 西共第28号 西共第59号	一部	同上
今別町袰月地先	西共第29号 西共第30号	一部	同上
むつ市脇野沢地先	西共第57号 西共第58号 西共第71号	一部	同上
八戸市鮫町地先	東共第 5号 東共第 6号	全域	同上
八戸市白銀町、築港街、港町、新 湊及び河原木地先	東共第 7号 東共第 8号	全域	同上
八戸市市川地先	東共第 9号 東共第10号	周辺区域	同上
東通村白糠地先	東共第21号 東共第22号	一部	同上
東通村小田野沢地先	東共第21号 東共第22号	一部	同上
東通村石持地先	東共第31号 東共第32号	一部	同上
むつ市関根地先	東共第33号 東共第34号	全域	同上
むつ市大畑町地先	東共第35号 東共第36号	一部	同上

## まき餌づり禁止区域(日本海・陸奥湾)



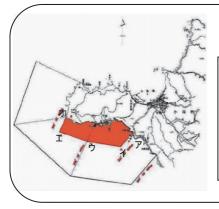
西共第7号・第8号: 全域 深浦町横磯、深浦、広戸及び追良 瀬地先



西共第21号·第22号:一部 五所川原市十三地先

#### 禁止区域:

十三湖水戸ロ中央から半径千メートル以内

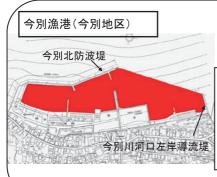


西共第23号·第24号:一部中泊町小泊地先

#### 禁止区域:

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

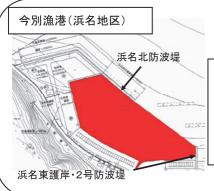
- 点ア ライオン岩突端
- 点イ ライオン岩突端から真方位222度30分600メートルの点
- 点ウ 北津軽郡中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から 真方位206度30分800メートルの点
- 点工 北津軽郡中泊町大字小泊権現埼に設置した標柱から 真方位206度30分800メートルの点
- 点才 北津軽郡中泊町大字小泊権現埼に設置した標柱



西共第27号·第28号·第59号:一部 今別町今別地区

#### 禁止区域:

東津軽郡今別町今別漁港今別地区 北防波堤と今別川河口左岸導流堤 及びその両先端を結んだ線で囲まれた 区域



西共第27号·第28号:一部 今別町浜名地区

#### 禁止区域:

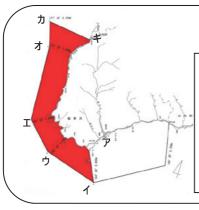
東津軽郡今別町今別漁港浜名地区 浜名北防波堤と浜名東護岸・2号防 波堤及びその両先端を結んだ線で囲 まれた区域



西共第29号·第30号:一部 今別町袰月地先

#### 禁止区域:

東津軽郡今別町大泊と袰月の境に 設置した標柱と高野埼に設置した標 柱を結ぶ線で囲まれた区域



# 西共第57号・第58号・第71号:一部むつ市脇野沢地先

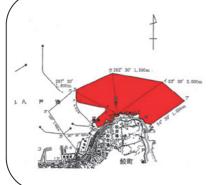
#### 禁止区域:

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 牛ノ首埼突端

- 点イ 牛ノ首埼突端から真方位154度30分2,800メートルの点
- 点ウ むつ市脇野沢芋田に設置した標柱から真方位206度 30分1,900メートルの点
- 点工 貝埼突端から真方位245度30分1,900メートルの点
- 点オ 大埼突端から真方位272度30分1,900メートルの点
- 点力 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱 から真方位277度30分3,700メートルの点
- 点キ むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱

## まき餌づり禁止区域(太平洋)



## 東共第5号·第6号:全域 八戸市鮫町地先



## 東共第7号・第8号:全域 八戸市白銀町、築港街、港町、新湊及び 河原木地先



東共第9号·第10号:周辺区域 八戸市市川地先

#### 禁止区域:

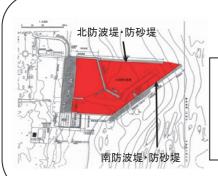
八戸市市川船溜北防波堤と南防波 堤及びその両先端を結んだ線で囲まれ た区域



東共第21号·第22号:一部 東通村白糠地先

#### 禁止区域:

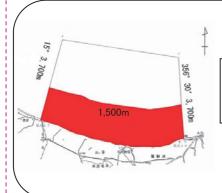
下北郡東通村白糠漁港北護岸・東 防波堤・東護岸と南防波堤及びその 両先端を結んだ線で囲まれた区域



東共第21号·第22号:一部 東通村小田野沢地先

#### 禁止区域:

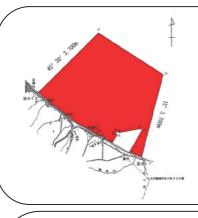
下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域



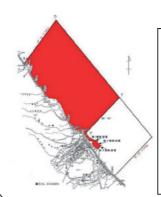
東共第31号·第32号:一部 東通村石持地先

## 禁止区域:

最大高潮時海岸線から距岸1,500 メートル以内



東共第33号・第34号:全域 むつ市関根地先



## 東共第35号・第36号:一部 むつ市大畑町地先

#### 禁止区域:

- (1)むつ市大畑漁港第1東防波堤、第2東防波堤、第3東防波堤、第1東防 波堤東先端と第2東防波堤北先端を結んだ線及び第2東防波堤東先端と 第3東防波堤先端を結んだ線で囲まれた区域
- (2)次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 点ア むつ市大畑漁港第1東防波堤北先端
  - 点イ むつ市大畑漁港第1東防波堤北先端から真方位45度30分の線と、む つ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱から真方 位45度30分3,700メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤 川尻に設置した標柱から真方位37度30分3,700mの点を結んだ線との 交点
  - 点ウ むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位 37度30分3,700mの点
  - 点工 むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

# ●資源管理に御協力を!

★青森県では、漁業者がお金を出し合って、ヒラメの稚魚を放流している他、 ヒラメやそれ以外の魚についても、サイズ制限を行って資源管理をしています。 遊漁者の皆さんも、小型魚の再放流に御協力をよろしくお願いします。

青森県における漁業者による資源管理型漁業の取り組み状況 (小型魚等再放流関係)

魚種	管理内容	漁業種類	対象地区・漁協
ヒラメ	再放流 (35 cm未満)	沖合底曳網·小型底 曳網·定置(底建網)· 刺網·一本釣	全地区
マコガレイ	再放流 (20 cm未満)	定置(底建網) 一本釣	全地区
マガレイ	再放流 (15 cm未満)	定置(底建網)	日本海全漁協
ムシガレイ	再放流 (20 cm未満)	全漁法	日本海全漁協
マダイ	当才魚(0才魚) 再放流	定置(底建網)	日本海全漁協
マダラ	放卵・放精後の親 魚及び小型魚の 再放流	底建網	陸奥湾地区
ウスメバル	再放流 (日本海110 g、津 軽海峡90 g未満)	一本釣 刺網	日本海、津軽海峡地区
クロソイ	再放流 (15 cm未満)	定置(底建網) 一本釣	風合瀬漁協
キアンコウ	再放流 (2 kg未満)	全漁法	風間浦村地区

# ●安全確保を最優先

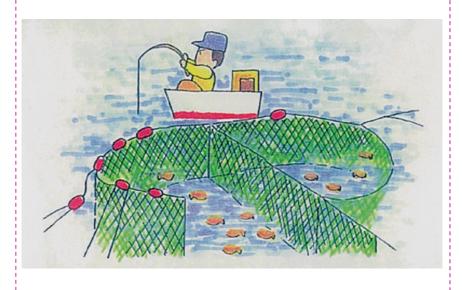
★船上はもちろんですが、岸壁も危険です。万が一転落した場合、簡単に上が ることができません。釣りをするときは必ずライフジャケットを着用しましょう。

(平成30年2月から、小型船舶の乗船者のライフジャケットの着用が義務化されています)

- ★気象情報を確認しましょう。
- ★夜釣りや危険な場所での釣りには十分注意しましょう。
- ★プレジャーボートででかける時は、家族やマリーナに必ず知らせ、無理な出航は しないようにしましょう。
- ★海にも交通ルールがあります。船での遊漁では常に周囲に注意して、居眠りな どしないようにしましょう。
- ★防波堤などの立入禁止区域には、絶対に立ち入らないようにしましょう。

# ●漁業の妨げにならないよう、 ご注意を

- ★操業している漁船の周りには近づかないようにしましょう。網などの漁具がある場合があります。
- ★ブイや浮きに近づかないようにしましょう。網がスクリューに絡まる場合があります。
- ★ブイや定置網などの漁業施設に船を係留しないようにしましょう。
- ★切れた釣り糸や、釣り針は海に捨てずに各自持ち帰って処分しましょう。



# ●マナーを守ろう

- ★釣り場の自然環境を大切にしましょう。
- ★違法駐車、ゴミの不法投棄など、地元の迷惑にならないようにしましょう。
- ★空き缶、ビニール袋などのゴミや餌の残りなどは責任を持って持ち帰りましょう。
- ★港口での釣りは船の出入りにとって大変危険ですので、やめましょう。



# ●クロマグロの採捕数量制限を実施中!

- ★クロマグロ資源管理のため都道府県毎等に採捕量の上限が設定されています。
- ★上限を超過するおそれがあるときは、都道府県知事から採捕停止命令が発出 されます。
- ★命令が発出されたら、クロマグロを採捕することはできません。
- ★命令発出後にもかかわらず、クロマグロを採捕すると罰則が適用される場合があります。

#### <お問い合わせ先>

青森県農林水産部水産局水産振興課

栽培・資源管理グループ 電話017-734-9594

東青地域県民局地域農林水産部

青森地方水産業改良普及所 電話017-765-2520

三八地域県民局地域農林水産部八戸水産事務所 電話0178-21-1185 下北地域県民局地域農林水産部なつ水産事務所 電話0175-22-9732

西北地域県民局地域農林水産部鰺ヶ沢水産事務所 電話0173-72-4300